

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（家計急変世帯）のご案内

予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）に5万円を給付します。

※住民税非課税相当とは世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×1.2倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

※住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は受給できません。

※住民税非課税世帯には別途市から確認書を送付する予定ですので、しばらくお待ちください。

## 給付金を受け取るには、申請が必要です。

### ■ 申請書類

①申請書（様式第3号）

②本人確認書類の写し（運転免許証、保険証等）

③世帯の状況を確認できる書類の写し（住民票等の写し）

④戸籍の附票の写し（令和4年1月1日以降複数回転居した方）

⑤通帳の写し（表紙裏の見開きページ）

⑥簡易な収入（所得）見込額の申立書（別紙様式第4号）

⑦「令和4年中の収入の見込額（源泉徴収票、確定申告書等）」

または「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し

※令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）の受給世帯については、②～⑦の資料の提出は不要です。

■ 申請期限 令和5年1月31日

■ 問い合わせ・提出先 （新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送により申請してください）

〒675-1380 小野市中島町531

小野市 市民福祉部社会福祉課緊急支援給付金担当（☎63-1000代）

❗ 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

❗ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

